

次の申告は、  
太田税務署へ！

▽事業による収入が1,000万円を超える方 ▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円以上の方  
▽FXなど「先物取引に係る雑所得等」がある方 ▽株・建物・土地等の譲渡所得申告、青色申告、住宅借入金等特別税額控除の申告 ▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方等

## 太田税務署から確定申告に関するお知らせ

### ◆◆ 所得税・個人消費税・贈与税 ◆◆

#### 【申告受け付け・申告相談の日程】

- 期 間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く)
- 時 間 午前9時～午後5時(午前8時30分受け付け開始)※会場の状況により受け付け終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 太田税務署
- その他 駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関をご利用ください。

### 「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」が導入されます！

社会保障、税、災害対策において、行政手続きの効率性・透明性を高め、皆さんにとって利便性のある社会を実現することを目的に、「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」が導入されました。これに伴い、平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書を提出する際には①マイナンバー(12桁)の記載②本人確認書類の提示または写しの添付——が必要となります(控除対象者と扶養親族の方は①のみ)。

#### 【本人確認をする際に使用する書類の例】

- ▼例1…個人番号カード(番号確認および身元確認)
- ▼例2…通知カード(番号確認)＋運転免許書または、健康保健の被保険者証など(身元確認)

マイナンバーキャラクター マイナちゃん



### 申告書は自分で作成 できます！

待ち時間の  
短縮に！



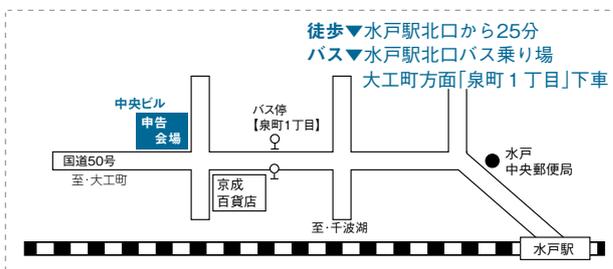
国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税などの申告書等が作成できます。税務署に出向かずに作成できますので、ぜひご活用ください。

- 提出方法 e-Tax(電子申請)または郵送(第一種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

### ◆◆ 日曜日の申告会場 ◆◆

#### 【特設会場で申告受け付け・申告相談を実施します】

- 期 日 2月19日(日)・26日(日)
- 時 間 午前9時～午後5時 ※受付時間は午前9時～午後4時ですが、会場の状況により受け付け終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- その他 現金納付の窓口はありません。



### 公的年金等受給者の方へ 所得税の確定申告が不要な場合があります

- 対 象 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下の方 ※該当者であっても、「村・県民税」の申告は必要な場合があります。
- その他 ▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度が適用されないこととなりました。

問い合わせ▼▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 自動音声案内) ▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後5時)